



# くすい箱

発行

桐生厚生総合病院	薬剤部
発行責任者	阿部 正樹
編集担当者	千吉良啓介 大手 直樹

## 第14回目のテーマは、「電子処方せん」についてです。

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。それだけでなく、患者さんが同意をすることで、複数の医療機関・薬局にまたがるお薬の情報を速やかに共有することができるようになります。

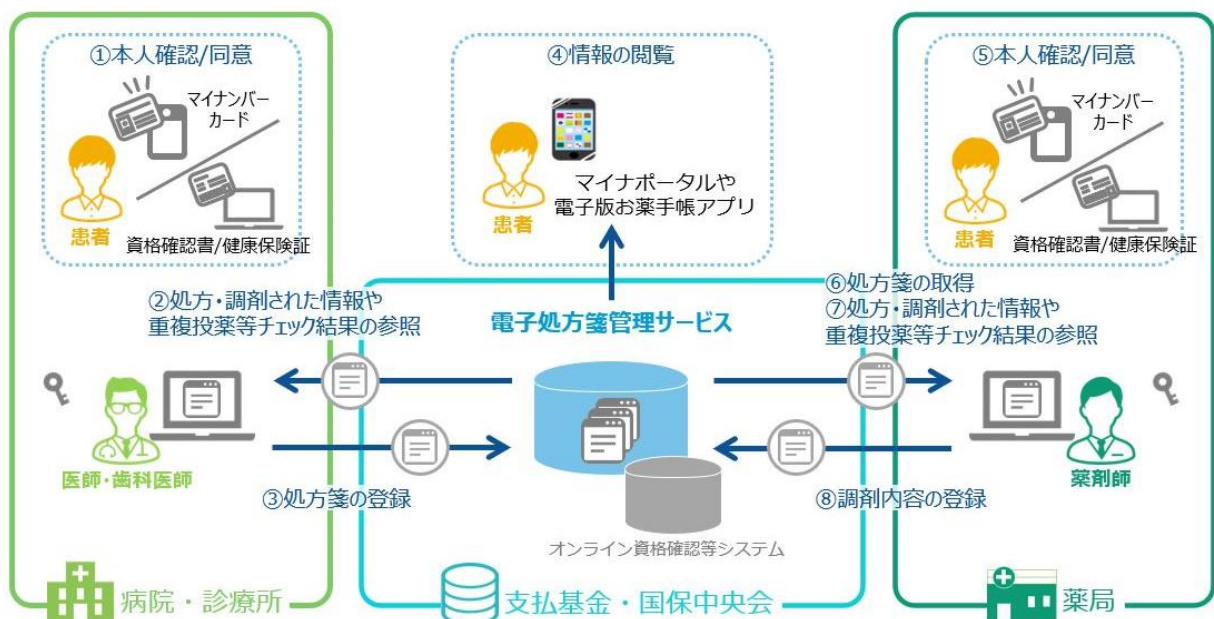
### 📄 電子処方せんになることで何が変わる？

医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないか（「併用注意<sup>※1</sup>」または「併用禁忌<sup>※2</sup>」）、同じ効能・効果のお薬が複数の医療機関から処方され、服用してしまう「重複投薬<sup>※3</sup>」などを今まで以上に確認できるようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。

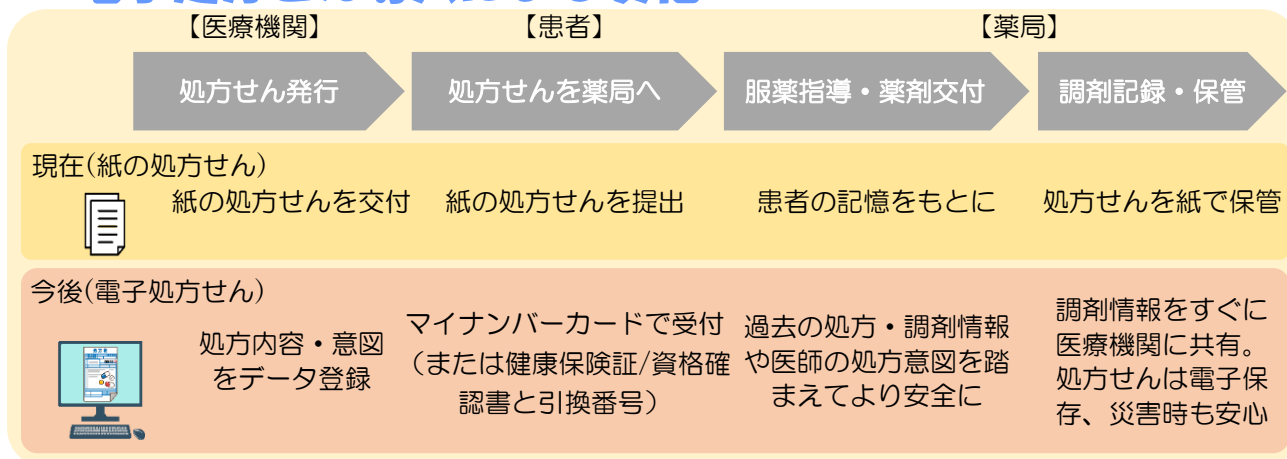
- ※1 併用注意：一緒に服用すると効果が変化したり、副作用が起こりやすくなるおそれがあるお薬の組み合わせで、一緒に服用する場合、飲む時間をずらしたり、飲む量を変えるなどの対応を行うことで対応します。
- ※2 併用禁忌：一緒に服用すると深刻な健康被害や、適正な治療効果を得られないおそれがあるお薬の組み合わせで、お薬の効果が強くなりすぎる、あるいは逆に効果がなくなってしまう場合が該当します。
- ※3 重複投薬：A病院でもらったA薬が、次にかかったB病院でも処方され服用してしまうことで、量を多く服用してしまい、副作用などが出る可能性があります。また、必要のなかった余分なお薬をもらうことで経済的な負担も出る場合があります。

### 📄 電子処方せんの仕組み

電子処方せんでは、病院からの処方情報が「電子処方せん管理サービス」というシステムを介して薬局に伝わる仕組みです。そのため、紙の処方せんのように持ち運ぶ必要や紛失の心配がありません（紙の処方せん紛失時の再発行費用は自費となります）。また、紙の処方せんにはなかった医師からの伝達事項が追加されたことで、薬剤師とのコミュニケーションが円滑になります。



## 電子処方せん導入による変化



電子処方せんは、日常的には「併用注意」、「併用禁忌」、「重複投薬」を防ぎ、医師の処方意図を踏まえて安全にお薬を使用できることがメリットではありますが、突然起こる災害時への備えにもなっています。

たとえば、災害時郵送で紙の処方せんを受け取ることが困難な状況でも、通信インフラが回復すれば、オンライン診療で電子処方せんを発行し、お薬をもらうことが可能になる場合があります。

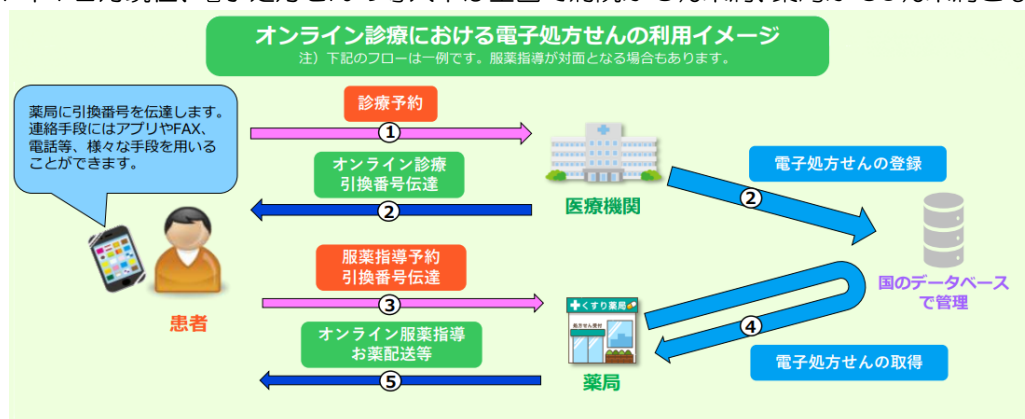
また、オンライン資格等確認システムでは、お薬手帳や薬剤情報提供書を持っていない、あるいは一部の情報しかない場合でも薬剤情報の確認ができ、災害時には普段通っていない病院・薬局でも情報の確認をすることができます。オンライン資格等確認システムは、電子処方せんに対応している施設は即時に薬剤情報が反映されますが、対応していない施設の場合、直近の情報の反映には時間がかかってしまうため、日頃から電子処方せんを活用していくことが必要になります。

## オンライン診療・服薬指導との組合せでさらに便利に

電子処方せんにオンライン診療、さらにはオンライン服薬指導を組み合わせることで、病院・薬局に行かなくても診察からお薬をもらうことまで可能になります。

まだ対応している施設は限られている状況ではありますが、病院に通うのが大変な場合や地方などで公共交通機関が不便な地域では、利便性の上がることが期待されます。

※2024年12月現在、電子処方せんの導入率は全国で病院が3%未満、薬局が60%未満となっています。



## 電子処方せんの利用前に

まず、紙の処方せんから電子処方せんに変更する前に、お薬を調剤してもらう保険薬局が電子処方せんに対応しているのか、また導入施設であっても、機器等の状況、処方医、保険の種類によってはまだ電子処方せんの発行に対応できていないこともあるため、電子処方せんを希望される前に、こちらについても確認されることをおすすめします。

**次回は、2025年3月発行予定です。**